

入院中のお食事について

03-02

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届け出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

配膳時間

【朝食】 8：00

【昼食】 12：00

【夕食】 18：00

令和7年4月1日より、入院時食事療養費の患者さまの負担金額が下記の通り変更となります。（詳細は厚生労働省の告示も併せてご参照ください）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
		令和7年 3月31日まで	令和7年 4月1日から
限度額適用区分「ア～エ」	現役並み所得者	490円 →	510円
	一般所得者		
限度額適用区分「オ」 （低所得者：住民税非課税）	低所得者Ⅱ	90日目まで	230円 → 240円
		91日目以降	180円 → 190円
該当なし	低所得者Ⅰ （老齢福祉年金受給権者）	110円	

掲許	号	
年	月	日より
年	月	日まで
	更新	無期限
総務課		

令和7年4月1日
イムス富士見総合病院 病院長